

平成28年度
事業計画書

社会福祉法人
栄町社会福祉協議会

【基本方針】

今日の社会福祉を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会に突入し、少子高齢化の進行、高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加や家族形態の多様化等を背景にさまざまな課題が生じてきております。当町においても例外なく、町民の生き方や暮らし方の変化に厳しい経済状況も加わり、生活への不安も深刻化してきています。

こうした背景を踏まえ、当会では、住民主導による地域福祉力向上を目指し、平成25年度に、ふれあい・知りあい・助け合いの輪を広げ「栄町のしあわせ文化を創ろう！」を基本理念とする「第2次地域福祉活動計画（平成26年度～平成30年度）」を策定しました。

そして、本年度は、本活動計画の折り返しの年となります。

本年度も昨年に引き続き、地域の課題や町民の困りごとにしっかりと向き合っ
て対処していくための相談事業の充実と、地域の支え合い活動に参加する人材育成に力を注いでまいります。

また、住民相互の顔の見える関係づくりを地域に広めるため、高齢者サロンや多世代サロン等、現在、地域で行われている交流事業の支援の充実を図るとともに、新たなサロン活動等の立ち上げを支援してまいります。

当会では、本計画の実施主体は、地域で暮らす人々であることを念頭に置きながら、地域の皆さんが、地域を支える一員として、無理なく「近所（共助）」の活動ができるよう、地域住民、民生委員、主任児童委員、ボランティア及び福祉サービスを提供する事業者など、地域の各種団体や組織の相互理解と協働の推進を図りながら、確実に計画の推進を図ってまいります。

【重点目標】

基本目標Ⅰ：地域の見守り・支え合い活動を充実させます

地域のグループや地域組織が、特に高齢者や障がい者・子育て世代など、さまざまな社会的孤立を防止するために、見守り活動やサロン活動を拡充による、顔の見える関係づくりを支援していきます。

そして、日常生活に不安を抱える人が、気軽に助けを求められるような「助け上手、助けられ上手を増やす地域づくり」を推進します。

【主な事業】

- ボランティア講座・体験教室【拡充】
- サロン活動支援【拡充】
- 高齢者見守り事業【拡充】
- 広報誌の発行・ホームページによる情報の発信【拡充】

基本目標Ⅱ 情報や困りごとを分かち合える環境づくりを推進します

地域のつながりが希薄化する中、社会的孤立や経済的困窮など、深刻化する福祉課題を解決するため、相談事業を強化していきます。また、住民の見守りや支援だけでは対応が難しい人々には、地域に出向き、継続的な訪問や計画的な支援を行います。

【主な事業】

- 相談事業【拡充】
- 生活困窮者への生活再建支援【拡充】
- 日常生活自立支援事業【拡充】

基本目標Ⅲ 福祉の心を育み、広げていきます

ボランティア活動や福祉に対するきっかけづくりを行うため、関係機関と連携を図りながら地域に出向き、講座等を行います。

また、子どもたちに、高齢者や障がい者に思いやりのある心を育てるために、町教育委員会や小・中学校と連携し、福祉教育を推進していきます。

【主な事業】

- ボランティアパスポート事業の参加推進【拡充】
- 福祉教育助成事業【拡充】
- 出前講座（認知症サポーター養成講座等）【拡充】

基本目標Ⅳ 災害時に地域で助けあいによる環境づくりを進めます

有事の際、当会職員及びボランティアによる栄町災害ボランティアセンターの立ち上げが円滑に進むよう、関係団体との連携を図りながら、センターの運営スタッフの育成に努めます。

各家庭における避難生活に、必要な食糧や飲料水などの物資の確保については、災害用として長期保存可能な非常用食品の備蓄方法に加え、日常生活で食べている食品を確保し、食べた分を補充しながら備蓄に利用する「回転備蓄」方式を当会が実践しながら、町民にPRしていきます。

【主な事業】

- 災害ボランティアスタッフの育成【拡充】
- 災害用品回転備蓄事業【新規】

【平成28年度事業計画】

NO	実施事項	事務事業名	方針	活動計画		事業内容
				宣言	アクション	
1	法人運営事業	法人運営事業		—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会の計画的な開催と、積極的な活用を図る。 ・財務・人事管理、所轄庁への届出等を正確かつ迅速に行う。
2		運営体制の充実・強化		—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画に基づく事業を円滑に推進するため、その実現に向けた各事業の精査及び必要な財源確保等、組織全体の企画・調整を図る。
3	地域福祉事業	ボランティア育成・支援事業	拡充	4 5	7 8 9	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守り・支え合い活動を行う人材育成を図るため、ボランティア活動へのきっかけを重視した体験教室やボランティア講座を開催する。 ・登録ボランティアに対して、広報やホームページを活用しながら活動の場の提供を行い、ボランティア活動につなげる。 ・栄町ボランティア・NPO連絡協議会の事務局を担うと共に、必要な助言、援助を行い、組織力の強化に努める。
4		福祉教育の推進	拡充	1 3 4 5	2 5 8 9	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちのボランティア活動への関心を深め、高齢者や障がい者に対して思いやりのある心を育てるために、町教育委員会の協力を得ながら、当会が行う高齢者疑似体験講座、認知症サポーター養成講座の町内小中学校での開催や、さわやか福祉財団が行うボランティアパスポート事業への参加促進を図る。 ・認知症サポーター養成講座については、職員2名と当会登録ボランティア1名がキャラバンメイト（講師資格）となっているので、関係部署との調整を図りながら、地域に出向き、認知症に対する理解者を増やす。
5		相談事業	拡充	2	3	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する相談に的確かつ迅速に対応するため、現行の民生委員による「ふれあい相談」や弁護士による「法律相談」、司法書士による「司法書士相談」、弁護士会や法テラス等が開設する無料電話相談窓口等を活用して、問題の早期解決に努める。また、職員による「よりそい相談」を行い、適切な支援につなげていく。今年度は新たに「臨時法律相談」を実施する。 ・生活困窮者自立支援事業の受託事業者との連携をより強化し、適切な支援を行う。
6		広報・啓発活動	拡充	4 5 7 8	7 9 10 14 15	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に必要な情報を的確に提供するため、町広報紙面の活用と年4回の「社協だより」の発行に加え、臨時号の発行や、より見やすい紙面を効率よく発行するため、予算の範囲内で外注を行うと共にボランティアを登用したホームページの更新を効果的、かつ効率的に行う。 ・広報紙及びホームページ等において、地域の活動や活動者の紹介を積極的に行い、ボランティア活動に興味を持つ者を増やし、ボランティア活動の活性化につなげる。

【平成28年度事業計画】

NO	実施事項	事務事業名	方針	活動計画		事業内容
				宣言	アクション	
7	地域福祉事業	栄町地域支え合い体制づくり事業	拡充	8	15 16	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の孤立防止と日々の見守り体制の構築による「顔の見える関係づくり」を地域に広げるため、地域の中の助けあい活動を行うボランティア等に対して、助言や助成を行う。 ・地域サロンの内容充実及び多世代サロンが行えるよう、レク備品等の貸出事業を更に充実し、参加者が有意義な時間を過ごせる場づくりを支援する。
8		すくすく赤ちゃんサポート事業	拡充	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の虐待や育児放棄などにつながる育児中の親の孤立化防止のため、新生児の親に対して民生委員や主任児童委員が関わり、赤ちゃん用品の配布を通じて訪問事業を行う。なお、今年度は赤ちゃん用品の充実を図りながら効果的に事業を行う。 ・育児中の不安に対する支援と地域で身近に相談・見守りのできる体制づくりの推進を図る。
9		福祉団体助成事業	拡充	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の身近な居場所づくりや見守り活動等を行うボランティア団体等に対し、活動資金の一部を助成して事業継続を支援する。 ・新たに活動を始める団体等に対して、備品費等を加えた準備資金を補助し、容易に事業スタートが図れるよう支援する。
10		日常生活自立支援事業	拡充	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営む上で必要な情報の入手や理解、判断、意志表示等がひとりで適切に行うことが困難な方に支援員を派遣して地域での自立した生活を支援する。 ・潜在する利用対象者の発掘のため、制度のPRや地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら必要な支援につなげていく。
11		災害ボランティア事業	拡充	6	11 12	<ul style="list-style-type: none"> ・有事の際に栄町災害ボランティアセンターを円滑に立ち上げられるよう、栄町ボランティア・NPO連絡協議会の協力して、災害ボランティア研修会の開催や、県社協等が行う研修会を活用して、運営スタッフの育成を図る。 ・災害備蓄品を災害関連事業に有効活用しつつ、常に活用ができる状態にするため、災害用品回転備蓄事業を町民にPRしていく。
12		外出サポート事業	拡充	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者、身体障害者等の自立支援と生活の向上を図るとともにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、ボランティアの協力を得て、福祉有償運送事業を継続して行う。 ・福祉車両貸出事業の充実と併せ、適切な運行管理を行いながら、事業をPRしていく。 ・利用対象者の増加につなげるため、利用条件等について検討を行う。

【平成28年度事業計画】

NO	実施事項	事務事業名	方針	活動計画		事業内容
				宣言	アクション	
13	在宅福祉事業	給食サービス事業	拡充	8	16	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要なひとり暮らし老人宅等へ毎週金曜日に夕食の弁当を配食して、日常生活の状況掌握と変化への早期の気付きに繋げる。また、民生委員等が訪問時に良き話し相手となることで、孤独感の解消や虚弱な老人等の福祉の充実を図るとともに、日中独居世帯についても検討する。 ・給食サービス休止中（6月～9月）に月2回実施している「友愛訪問」を継続して行い、夏季期間中の見守りを行う。
14	在宅福祉事業	生きがい対応型デイサービス事業	拡充	7	13	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防を目的に、引きこもり高齢者の外出機会創出による孤独感の解消や生きがいづくりの場を、ボランティアの協力を得て提供する。昨年度より引き続き、レクリエーション用備品を活用しながら、室内事業の充実を図っていく。なお、備品については、地域のサロン活動への貸出備品としても活用していく。
15		紙おむつ配付事業	拡充	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の寝たきり老人等で、常時おむつを使用している方の清潔な保健衛生の確保と、経済的負担の軽減を図ることを目的に、四半期に1回利用可能な紙おむつ引換券を配布する。 ・高齢化により、利用者の増加が見込まれることから、支給条件等の検討を行う。
16		福祉用具貸出事業	継続	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ケガや病気等により、一時的に車イスや松葉杖等を必要とする方の在宅生活を支援するため、当会が保有する福祉用具を無料で貸し出す。なお、申請の際に賛助会費の協力を依頼する。
17		福祉車両貸出事業	拡充	2	3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者（児）及び高齢者等の社会生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的に、車椅子のまま乗れるスロープ付き車両3台及び助手席回転シート付き車両1台の貸し出しを行う。 ・高齢者サロン等を開催するボランティアグループへの貸し出し等を通して、利用者の拡大を働きかけ、引きこもりがちな高齢者の外出機会を増やしていく。
18	共同募金配分金事業（赤い羽根）	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に集められた赤い羽根募金の千葉県共同募金会から栄町支会への配分金を、当会が実施する地域福祉活動事業に配分し、事業の充実を図る。 	
19	共同募金配分金事業（歳末たすけあい）	継続	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県共同募金会栄町支会が実施する歳末たすけあい運動で集められた募金を、当会が行う歳末見守り活動（おせちの配付）や、地域福祉団体が行う歳末たすけあい活動や高齢者歳末地域交流事業への支援等に配分して地域に還元し、事業の充実を図る。 	

【平成28年度事業計画】

NO	実施事項	事務事業名	方針	活動計画		事業内容
				宣言	アクション	
20	貸付事業	生活福祉資金貸付事業	拡充	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者や高齢者等の生活資金借入の相談窓口として、県社協の生活福祉資金貸付制度を用途に合わせて活用し、生活を経済的に支えると共に、社会参加の促進を促す。 ・資金借受後の世帯の生活の安定に向けたよりそい相談支援を継続して行う。 ・教育支援資金の貸付限度額の引き上げ等、制度改正の周知を図り、適切な支援を行う。
21		福祉貸付一時金事業	拡充	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・他の貸付制度を利用できない低所得者等に対し、応急的な資金の貸付やフードバンクを活用した食糧提供を行い、生活の安定と自立更生を支援する。また、生活困窮者相談員と共に、貸付後も世帯の生活の安定に向けて、よりそった相談支援や定期的な連絡をしていく。
22	児童クラブ運営事業	児童クラブ運営事業	継続	1	2	放課後に家庭での保育が出来ない児童に対し、布鎌小学校の教室を利用し、児童の健全育成を行う。
23	収益事業	自動販売機設置事業	継続	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業への充当財源確保のため、「福祉の自販機」を強調したPRを行いながら、その利用促進を図る。 ・設置業者に対し、新規設置場所の提案や非常用備蓄食等の提供を働きかける。